「第44回旧RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時:令和5年2月7日(火曜日) 19:00~20:23

場 所: 栗東市総合福祉保健センター (なごやかセンター) 集会室

出席者:(滋 賀 県) 髙木琵琶湖環境部長、中村参与、湯木最終処分場特別対 策室長、大菅参事、川端主査、平田主査、小形主任技師、

岡田主任主事、井上主任主事、コンサル2名

(栗 東 市) 國松副市長、髙田部長、武田課長、川端係長

(自 治 会) 小野、赤坂、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハ イツの各自治会から計 11 名

(県議会議員) 0名

(市議会議員) 1名

(傍 聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 29 名)

司会:皆さん、こんばんは。

一同:こんばんは。

司会:お忙しいところお越しくださいまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から第44回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の髙木よりご挨拶申し上げます。

部長:皆さん、こんばんは。

一同:こんばんは。

部長:琵琶湖環境部長、髙木でございます。第44回の協議会開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用中、また業務でお疲れのところお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、平素は本県の環境行政、旧RD最終処分場対策にご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

この協議会は、対策の進捗状況やモニタリング結果などを説明させていただきますとともに、皆さま方のご心配、ご提言を直にお聞かせいただける大変重要な場であるというふうに思っております。

今回の会議の議題は、お手元の次第にありますとおり、大きく3点ございます。

1点目は、今年度3回目のモニタリング結果についてでございます。浸透水につきましては、前回、前々回と2回連続で揚水ピットにおいてカドミウムが環境基準を超過しておりましたが、今回は基準値未満でございました。また、地下水につきましては、今回も観測値に大きな変動は見られず、対策工事の効果が着実に表れてるものと考えております。

2点目は、旧処分場の維持管理の状況についてでございます。毎週1回以上、職員が現場点検を行っておりまして、今回も特に問題はございませんでした。その点検結果と常時運転している水処理の状況について説明をさせていただきます。

3点目は、産廃特措法に基づき、今年度末に終期を迎えます支障除去等事業実施計画の目標の達成状況についてでございます。アドバイザーの先生方との協議も踏まえまして目標は達成できたものと判断しており、その確認結果について説明をさせていただきます。

この計画の目標達成は対策事業の一つの節目であるというふうに捉えておりますが、引き続き住民の皆様方の安心安全の回復に向けまして、対策工の有効性の確認や旧処分場の安定化に向けた取組をしっかり続けてまいりたいと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会:続きまして、栗東市の國松副市長様よりご挨拶お願いいたします。

副市長(栗東市): はい。失礼いたします。栗東市副市長の國松でございます。こんばん は。

一同:こんばんは。

副市長(栗東市):皆様方、ほんとに夜分お疲れのところ、ご参集賜りまして、ありがと うございます。そして、日頃は栗東市政につきまして、多方にわたってご協力賜っ ておりまして、この場お借りして厚く御礼を申し上げたいと存じます。ありがとう ございます。

さて、コロナウイルスにつきましても現在少々落ち着いてはきておりますけども、イベント関係ついては平常に戻っておるような関係で、この会議等も開催してる状況でございまして、ただ、もう少し国のほうでも5月8日には2類から5類に引き下げという方向になっていますので、その点も踏まえて、また栗東市のほうでも今後の対応についてもまた検討していきたいというふうに考えておる次第でございます。

さて、旧RD最終処分場問題連絡協議会、この場におきましては、ほんとに長年皆さま方にはご迷惑おかけしております。栗東市といたしましても、滋賀県さんと十分連携・協力を図りながら、この問題について栗東市としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えとります。

本日も皆様方からご意見を忌憚なくお伺いすることによって、今後のこの問題についていろいろまた対応させていただきたいと考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、挨拶とさせて

いただきます。

本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会:申し遅れましたが、本日の司会進行を務めさせていただきます、滋賀県最終処分場 特別対策室の大菅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、4点ほどお願いとお断りをさせていただきます。

1点目ですが、新型コロナウイルス対策の感染拡大防止ということで、会議中はマスクの着用をお願いいたします。

2点目でございますが、ご意見、ご質問をいただく際は挙手をいただきまして、 司会のほうから指名をさせていただいた後にご発言をお願いしたいと思います。

3点目でございますが、この会議は旧RD問題にかかわる周辺6自治会の皆様方と県と市との意見交換の場でございますので、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。

4点目でございますが、会場の都合上、会議は最長でも21時30分までとさせていただきたいと思います。このため議事の進行状況によりましては、途中であっても次の議題に移ることもございますので、ご了承のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上、この4点につきましてよろしくお願いをいたします。

次に本日お配りをしております資料の確認をさせていただきます。一番上にありますのは一枚物の次第でございます。それから、資料1、二枚物のホチキス留めをしております。それから、資料の2ですね。モニタリング調査結果という資料です。それから、資料の3、維持管理の状況についてございます。最後、資料4、横長の資料でございますが、目標の達成の確認結果についてという資料でございます。不足の方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に移らせていただきます。

まず、議事1、前回の開催結果について、私のほうから説明をさせていただきま す。座って説明をさせていただきます。

参事:お手元の資料1をご覧いただけますでしょうか。この資料は、前回、11月に 開催しました第43回連絡協議会で皆様からいただきました主なご意見、ご質問と県 の回答をまとめさせていただいたものです。

まず、1、前回の開催結果の①、アーカイブの中で県はRD社を優良企業と言い続けた理由を明らかにしてほしい、とのご意見に対する回答でございますが、今後事務局案を作成していく中で参考にするということでしたが、参考にするとはどういうことか、明らかにしてくれないのか、というご質問に対しまして、過去の記録を調べて確認をしたうえで確実な情報としてアーカイブに書き込んでいきます、と回答させていただいています。現在、この記録を確認しているところでございます。

続きまして、令和4年度第2回モニタリング調査結果の②、No. 1地点の電気伝導度は平成30年4月以降上昇傾向にあり、いくつかのイオンを調べることでその原因のヒントが分かるかもしれないので、そういった調査をしてみてはどうか、というご意見に対しまして、処分場由来であるジオキサンは上昇していないため、有害物質

が電気伝導度の上昇に影響しているとは認められませんが、過去からヘキサダイアグラムの調査を続けており、硫酸とカルシウムが上昇していることは確認していますが、その原因が分かってないため、ヘキサダイアグラムの調査回数を少し調整するなどしてしっかりと原因を調べていきたいと思っています、と回答いたしました。なお、現在、この調査回数は年1回でございますが、No.1地点については、来年度から調査回数を増やすことを検討させていただいています。

続きまして、対策工の有効性を確認するための評価方法(案)についての③でございます。ここでは、2つのご意見をいただいていまして、まず、前段は、対策工の有効性確認の調査と安定化確認の調査とを切り分けていいのか、また、対策工の前後でどう変わったのか、掘削したところはきれいになって、掘削しなかったところは大丈夫だったのか、調べてもらわないと対策工が有効だったのかに対して納得ができないというご意見でございます。

後段につきましては、仮に対策工が一定の効果があったとしても、揚水ピットに カドミウムのような有害物質が出てくることが続くと何年も浄化策を取らざるを得 ないと思うがどうか、というご意見でございます。

前段のご意見につきましては、掘削せずに廃棄物土を残置している箇所については、時間はかかるが、安定化に向けて雨水の洗い出しにより浄化していきます。対策工の有効性確認の時点では安定化の途上にあり、また、調査は技術的な課題もあるため、何ができるのかアドバイザーに相談しながら考えていきます、と回答させていただきました。

後段につきましては、浸透水は、対策工前は有害物質8項目について基準が超過していましたが、現在は前回、前々回と基準を超過いたしましたカドミウム1項目に減少してきており、永遠に浄化し続けることは考えておらず、内部管理をしっかりとしていきたいと考えています、と回答させていただきました。

この回答に対しまして再度ご意見をいただきまして、このプランは通常のモニタリング調査とそんなに変わらない感じがするので、プラス α でどういった調査が必要か、知恵を絞ってほしい、とのご意見をいただき、アドバイザーとよく相談しながら検討していきたい、と回答させていただきました。

このご意見を踏まえて、昨年12月から今年の1月にかけまして、この対応案につきましてアドバイザーの方々と協議をしまして、現在検討を進めてるところでございまして、次回の連絡協議会で、この対応案ついて説明をさせていただく予定をしています。

続きまして、④、前回の資料4の6ページに地下水水質の評価を年平均値で確認するとあるが、年平均値が環境基準以下なら基準より高い値が一回出てもいいかということか、なぜ年平均値なのか、というご質問に対しまして、考え方はそのとおりでございますが、基準を超える個別値がある場合は、超過の程度やジオキサンなど他の有害物質を含めた変動傾向を踏まえ、異常がないかを確認していきます。なお、年平均値としているのは、環境基準の超過の確認は年平均値で算出することが決められているためです、と回答しておりまして、これについては環境省の告示により定められているものでございます。

続きまして、⑤、前回の資料4の7ページに覆土や安定勾配の形状が維持されていることを点検により確認するとあり、点検表に基づいて点検・評価していると思うが、点検内容を教えてほしい、とのご意見に対しまして、次回の連絡協議会で点検表を提出します、と回答させていただいておりまして、今回、次のページに点検表を付けています。内容について後ほどご説明をさせていただきます。

最後、⑥でございますが、前回資料4の3ページ、調査項目で、有害物質や一般項目は調査頻度が年4回とあるのにイオンは年1回とあるが、そのイオンというのはその他項目のことか、というご質問に対しまして、ここで言うイオンとは、「その他項目」に記載しているナトリウム、マグネシウム、カリウムといった一般的なイオンの項目のことです。電気伝導度は水に溶けている物質の影響を受けることから、これらのイオンを測定してヘキサダイアグラムを作成し、地下水水質の解析等に使用してます、と回答をさせていただきました。

それでは、今回添付しています3ページ、4ページの点検表につきまして、担当から説明させていただきます。

主査:皆さん、こんばんは。

一同:こんばんは。

主査:最終処分場特別対策室の平田と申します。3ページと4ページの点検表について、説明をさせていただきます。

まず、表面の3ページが、週1回、職員が直営で実施しております日常点検の点検シート、裏面の4ページが年1回、コンサルさんに実施していただいている定期点検シートになります。

詳細は令和2年度の第35回の協議会でも少し説明はさせていただいておりますが、表面の3ページの日常点検では、目視による施設の異常確認、裏面の4ページの定期点検では、目視と計測等による点検と補修の必要性の判定、検討となっております。それぞれの中身ですが、表面3ページの日常点検のほうでは、前回の協議会でも少しお見せしたとおりでございまして、真ん中の表の左端列に施設名があるんですけれども、施設ごとに点検をし、補修・経過観察をしているところでございます。

裏面の4ページの定期点検では、こちらも施設単位で評価をいたしまして、最も 損傷が顕著な箇所を代表箇所と評価して、また、計測等により過年度との変化も確 認しているところでございます。こちらの留意事項、点検すべき留意事項にもある ように、構造物のクラックや破損状況、陥没や盛土の変状、植生状況、これは施設 によって留意点にならないものもありますが、評価をしているところでございます。 また、このシートの他にも、もちろん個別ごとで計測や写真を撮影し、昨年でいう と、昨年の6月の協議会でも報告しましたが、定期点検で71箇所結果が出ておりま して、そういったそれぞれにおいて経過観察や補修が望ましいといった必要性の評 価もしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

司会:資料1の説明以上でございますが、何かご質問・ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、お願いいたします。

住民:赤坂の○○です。何回も繰り返すようですけれども、この1ページの4番ですか。4番じゃないわ。2番ですね。1やないわ。ごめん。1番ですね。ごめん。「優良企業」の問題ですけども、けど、私は、このアーカイブに書くことは、それでいいとか、そんなこと何も言ってませんですよ。やっぱり「優良企業」と言い続けて、そして、処分量の問題も、私、その時指摘してるわけで、この中には文面として出てないんですよね。けど、あの時は倒産するまでは許可以内だと言うておられた。

ところが、倒産したと同時にね、許可容量をオーバーしてましたと。これ、なぜ違うんですかと、それを尋ねてたんです。アーカイブに載せるとか載せんとかの問題じゃなくて、それの答えを何も私は聞いてない。そして、「優良企業」やと言うた、知事も言い続けていた、また、県の担当者の方々もみんな「優良企業」やと言い続けていたと。これ、何か、口裏を合わしてるんやないか、何かがあるんやないのかと。

アーカイブに書いたら、それで終わりやでというような問題と違う。そこら辺、明らかにしていただきたい。要するに明らかに、この場で明らかにしていただきたいということなんです。

主任主事: すいません。失礼いたします。今いただいたご意見ですけれども、これについては引き続き調べていきたいというふうに思っております。

現段階で記録がありましたところについてお答えさせていただきますと、まずー 点、この「優良企業」という点について、「優良企業」という点ですけれども、平 成19年に有識者によりまして行政対応検証委員会という第三者の委員会がございま したが、この時に、過去の担当の県職員にヒアリングをした記録がございます。

この際には、担当の県職員から「RD社については県の許可を受けた後に法人格を 取得し、前向きに事業に取り組む姿勢を持っており、他業者と比べて比較的問題の 少ない事業者という認識を持っていた」というような証言がございます。

この点につきましては、この行政対応検証委員会の報告書の中で、この点も触れられておりまして、「RD社に対する県の認識は甘かったと言わざるを得ず、また、この問題が大きくなった一因ともなったのではないか」というような評価がされているところでございます。

それからもう一点、廃棄物の量の件でございますが、平成19年、RD社が平成18年に破産しました後の19年の5月から8月に県がボーリング調査を行いましたところ、廃棄物の量が許可容量の約1.8倍であるところの約72万㎡と推計されたという記録がございまして、この点については、当時、県のホームページで公表をさせていただいたり、対策委員会でもお示しをさせていただいているということでございました。

以上です。

住民:ちょうど、その時に合わしてボーリングしたという、その記憶がないんですよ、私。 だって、そんなもん、私ら立ち会いも何もしてないし、それで量超えていたってい うのは全部倒産してから後ですよ。これ、じゃ、倒産する時、する前にやったんで すか、これは。

主任主事:今申し上げたものにつきましては、倒産後の平成19年の記録です。

住民:ということは、倒産後にもう一回ボーリングして調べたと。そしたら超えてましたと。ということは、今までは、うのみにしていたわけやね、県の職員は。

主任主事: 当時、どういったかたちで把握をしていたのかというところは、確認をさせて いただきたいと思います。

住民:だって、その時のみんな立ち会いで、県の人は立ち会いで調べてるわけですよ。その時は基準以下。それが1.8倍、1.何倍。

主任主事:1.8倍です。

住民:えつ。

主任主事:1.8倍。

住民:1.8倍でしょ。約2倍なってるわけです。約やで。おおよそ。そんなことありますか、 そんなん。あり得ないですよ、そんなん。そこら辺が僕はまだ腑に落ちんですね。 もっともっと厳格に調べていただきたい。そして、その図もまた出してほしいです ね。前の時の図、そして、その19年度の後の図、構造のね、地下のね、それ出して くださいよ。

何かね、倒産するまでは会社の肩持ってて、倒産したと同時に悪いことしとった んやなんて、言葉まで変わりましたからね、県の職員の人ら。そんな裏表のきつい、 そんなことあるかっていう。

司会:はい、お願いします。

住民:今の許可容量に関してなんですけど、國松前知事が工業技術センターに来て、住民と話し合いを持ったことがありました。その時に、私は國松さんに許可容量をオーバーしてるんじゃないですかっていう質問をしてます。これは私の本にも書いてありますし、当時の新聞にも、そういう意見があったというふうに記事になっていると思います。たぶん県のほうで調べれば、その時の住民との話し合いの議事録が残っているかと思います。

お聞きしたいのは、そういう住民からの意見があったけれども、それを県はどう受け止めたのかということなんです。そこをしっかり検証してください。あれは住民が、どう見てもあれは容量をオーバーしていると、あんな山のように高く積み上げられているわけだから、常識的にオーバーしているだろうというふうに私は申し上げたんです。

ところが、そんなことはないというのが県の公式見解だったわけで、それが妥当なことだったのかどうかということを改めてしっかり見直していただきたいというふうにお願いします。

司会:はい、ありがとうございます。今、お2人からご意見いただいたことをまた記録も 含めてしっかりと調べて検証したうえで、またこの協議会の場で説明をさせていた だきたいと思います。

そうしましたら、他にご意見等ございますでしょうか。はい、お願いします。

住民:資料添付の点検シートですけども、ざっと簡単なシート付けていただいたんですけど、あとこの前、さっきの説明の時におっしゃったように、あと何項目やった、71項目、別にありますけどいうことですので、それもお願いでけへんかなと思います。これ、もしこれをもって点検したら、例えば素人の方が点検した時に点検でけへんのじゃないかなと思うんですけどね。大きなひび割れって、大きなって、どのぐらいのものを大きなっていうんかとか、多量の水浸透が生じるおそれがあるってどう判断するんかとか、素人やったら全然分かりませんよ、これ。

分かる方は、こう書いてて、あっ、これやったら以前から行ってるこうこう、こういうことを基準にして、こう考えればええんやなというふうに思わはるかもしれませんけども、外から見たら、この紙では何をどう調べてるのか全然分からんということじゃないかなと思うんですけどね。さっきおっしゃったけども、71項目、ああいうなんをどういうふうにしてされてんのかなと思て。

それと、例えば、一回、前に土地も高さがちょっと変わってるという計測した、 位置がね、これ何ででしょうかって言うたら、これから見ていきますっていうよう な話があったと思うんですけども、例えばそんなとこも確認して、大きな異常がな いかどうかを調べてられるんかなと。その七十か所とか項目の中にそういったとこ ろが入ってるんかなと思いましたんで、できたら教えてほしいなと思います。 以上です。

主査:はい、ありがとうございます。まず、その71か所とは、昨年の定期点検で、点検の 結果出てきた箇所数にはなるんですけれども、内訳としては、評価の中で補修が必 要と判定されたのが1か所と、望ましいと判定されたのが12か所で他は経過観察と いうふうにさせていただいております。

補修が必要と判定された箇所はもう既に昨年の工事で補修済みでございまして、 望ましいと判定された箇所につきましても、シートが破れていたであったりとか、 あと、土砂が道路とかに散乱してるとか、そういった箇所でございまして、それら も清掃したり、シート破れているとテープで補修したり等をして、対応を可能な限り早くしているところでございます。といいますように、基本的に見つかれば何かしらの対応ないしは経過観察をしているというところでございます。

損傷のほうもそこまで、破れたといっても、ちょっと破れてるぐらいであったりとか、ここに書いてあるような非常に大きな損傷ってのは今のところは見られていないというとこでございます。

2点目の定点観測なんですけれども、高くなってる箇所があったというところで 今年度も測量を実施してるところでございまして、今年度の結果も踏まえて、また 結果が出ましたら、その辺も次回ご報告したいなというふうに考えております。 以上です。

司会:どうぞ。

住民:ちょっと私も勘違いしてまして、その七十何か所というのは、そういう箇所がある ということですか。

主査:そうですね。シート破れであるとか、クラックであったりとか、そういったのが、 隈なく点検した結果、全部数えると71か所あったというとこでございます。

住民:いや、私思たんは、かなりいろんな点検項目がこんなけあって、簡単な有・無の表 なんですけども。

主査:そうですね。

住民:ここに、それぞれ。

主査: そうです。そうですね。キャッピングシートであると、ここでは有・無、一つの施設として扱っているんですが、さらに定期点検であれば、その下に細かくそれぞれの箇所ごとの損傷を一覧にして、写真も載せて整理しているというかたちです。このシートではちょっとそれぞれ総評といいますか、施設全体としての評価をしているというシートになります。

住民:しっかりやっていただいたら、それでええんですけども、結果、異常ありませんでしたと、それで結果は何とかでしたと、こういうふうに報告していただいてるんですけど、こういうなんでと。ですけども、本当かな、どういう結果になってたんかなと思うには、このシートではちょっと分からないんで、そういう細かいシートでそういう基準で見てはるんかなと、それが知りたいなと思た。

だから、さっき申しましたように、ひび割れがどんだけとかいうていうたかて、 ちょっとしたのひび割れなんか、このぐらいあって、これは大変だなと思われる、 経験値からそれなりの人が見て判断されているんだとは思うんですけども、その辺 がどうなんかなって思たんですが、こういう点検とか、あんなん、みんなチェックシート持ってきて、さらに細かいこと持ってきて、前回のやつを持ってきて、それとチェックしながら全部作り上げていくんじゃないかなと思うんですけどね。

だから、その辺のどんなふうにされてるんかなとちょっと興味ありまして、逆にこれだけでありませんでしたと、これだけ、こことこことここが駄目でしたというのではちょっと心配なところがあるというところなんです。

主査:はい。昨年に関しては、1回目ということで経年的なものは見れないんですけども、 今年度もやりまして、経年変化がどれだけ大きくなったかってのを見ていきたいと いうふうには考えております。

昨年の結果、異常では、クラックといいましても、幅も測ってはいるんですけども、数ミリ程度のヘアクラックといいますか、そういう状況でございましたので、今のところは大きな損傷はないというふうには考えているというところでございます。今年度についても経年的な変化ってのは見させていただきます。

住民:ちょっと私の言うてることとちょっと返事、返ってくることがちょっと違うのは、私はそういうふうに心配してるんで、皆見せてもらえませんかと、そういうことできますかという返事なんで、そういう思いで言うたんで、それに対してしっかりと見ていきますということやったので、ちょっとずれてるかなと思ったんだけども、そういうような細かいとこまで見られませんというんやったら、それはそれで私が見せてほしいっていうか、見せますっていうか、駄目ですっていうか、そういう問題なんですけど、ただ、それぐらいちゃんとやってるんですよということを示していただければ大変ありがたいなとは思いますけど。

それと、それはそれとして、別の質問よろしい。

司会:はい、どうぞ。

住民:何か、このイオンのとこで、6番ですね。6番のイオンで、結局これ1回、年に1回測ってるけども、このイオンも測り方もちょっと考えてきますっていうことをこの2番辺りで言うてもうてるって、そういうことですね。

主査:そうですね。今○○さんがおっしゃっていただいたとおりです。

住民:ありがとうございます。

司会:その他にご質問・ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、議事の2に移らせていただきます。

議事の2、令和4年度第3回モニタリング調査結果について説明をさせていただきます。

主任技師: すみません。資料2です。今年度第3回のモニタリング調査結果につきまして、 私、小形のほうがご説明をさせていただきます。

はい。すみません。そしたら、2ページ目に移りまして、モニタリングにつきましては、こちらの図の地点のほうで変わらずに行っております。

続きまして、3ページ目、今年度第3回の調査につきましては10月17日に採水を行っております。特記事項といたしまして、H24-8(2)の地点につきましては、毎回同じなんですけれども、水量がわずかであったということからpHとECだけの調査という形でさせていただいております。

また、本事案につきましては、こちら、下の図にありますように、処分場内の浸透水のほうが処分場の横のKs3層の地下水のほうと、処分場の下のKs2層の地下水のほうに流出をしていたというような状況でありましたので、それぞれ対策工事によって遮水をして止めております。そのためモニタリングにつきましては、こちらのKs3層とKs2層、こちらの2つの帯水層を対象としてモニタリングを行っております。

続きまして、4ページ目、「目標達成状況の評価対象地点の状況」なんですけれども、こちらの結果の評価などの詳細につきましては資料4のほうで改めてご説明をいたしますが、こちら、資料2のほうでは分析結果のデータについてご説明をさせていただきます。

産廃特措法に基づきます実施計画の目標達成状況の評価につきましては、こちらの下の地図で示しました評価対象地点6地点の結果を用いることという形にしております。

右のグラフのほうでは、こちら、工事が終了いたしました令和3年1月以降の2年間、8回分の主な項目の結果をグラフにして表示をしております。また、対象期間の2年間分の全項目の一覧表につきましては、18ページ以降のほうに表示をしております。

結果の状況といたしましては、一番右下のグラフですね、ひ素につきまして、 No. 3-1地点で継続して環境基準を超過をしておりますが、こちらの基準超過原因は 自然由来と考えられるものになっております。

その他の項目につきましては、環境基準の超過は一度もなかったというような状況になっております。

では、続きまして、5ページ目のところに、6ページから15ページの説明文のほう書かせていただいております。6から15ページ目のほうには、二次対策工事着手以降に地下水の調査地点で環境基準を超過したことがある項目4項目および電気伝導度につきまして、平成24年度以降のグラフの表示をしております。

続きまして、6、7ページが電気伝導度になっております。

地下水の流向につきましては、処分場の横、Ks3層のほうと、処分場の下、Ks2層ともに概ね右上から左下のほうに流れているというような状況になっております。

6ページ目は処分場の横、Ks3層のほうと場内の浸透水の結果になっております。

こちら、結果は処分場の上流側ではほぼ横ばいとなっているというところと、下流側では、例えばH24-2(2)などでは低下傾向となっているというような状況になっております。

続きまして、7ページ目が処分場の下の帯水層、Ks2層になっております。

こちらにつきましては、処分場上流側では同じく、ほぼ横ばいとなっているというところと、下流側では上下してるところも多いんですけれども、長期的に見ると低下傾向となってるような地点が多いかなというような状況になっております。

コメントを書かせていただいているのが、1つ目が処分場の、この図でいうと、すぐ左側、No.1地点につきましては平成30年6月ごろ以降からは上昇傾向という形でずっとなっていたんですけれども、近年ではだんだん横ばいになりつつあるのかなというふうに見ております。引き続き、推移については注視をしていきたいというふうには考えております。

また、この図でいうと、処分場のすぐ下のところのNo. 3-1地点につきましては、 工事終盤のほうで乱高下をしておったんですけれども、令和2年11月以降は低下傾 向というかたちで、こちらも落ち着きつつあるようには見えるという状況になって おります。

続きまして、8、9ページ目が、ひ素になっております。

8ページがKs3層と浸透水というところでして、こちらについては、全地点で不検出というところになっております。

続きまして、9ページが処分場の下のKs2層になっております。こちらについては 以前から超過をしております、H24-7、そして、H26-S2、またNo.3-1、こちらの3地 点のほうで基準を超過をしております。基準超過原因は、いずれについても自然由 来と考えられます。検出された値については、いずれも横ばいで推移をしていると いう状況になっております。

続きまして、10、11ページが、ほう素になっております。

こちら、10ページが処分場の横、Ks3層と場内浸透水になっておりまして、こちらでは以前から超過をしておりますH26-S2(2)、こちらの1地点で環境基準を超過をしました。こちらについても、値は横ばいで推移をしているというような状況になっております。

続きまして、11ページのKs2層につきましては、全地点で環境基準以下となっております。

そして、次の12、13ページがクロロエチレンになっておりまして、こちらは長らく全地点で環境基準以下という状況です。

また、14、15ページの1,4-ジオキサンにつきましても、全地点で基準以下という 状況が続いております。

続きまして、16ページが洪水調整池の水質になっておりまして、こちらでは廃棄物に触れずに場内から放流される雨水のほうを洪水調整池、地図でいうと左下のところにあるんですけれども、のところで採水をしております。

こちらにつきましては、前回、前々回、春夏ごろにつきましては、pHが環境基準を超過をしておったんですけれども、今回については、pH含め全項目で環境基準の超過はなかったというような結果になっております。

続きまして、17ページに今回の結果の一覧表を記載をしております。

前回、前々回と場内の浸透水、揚水ピットにおきましてカドミウムが環境基準を

超過をしておって、このページに記述をさせていただいてたんですけれども、今回 は不検出という結果になっております。引き続き、推移については注視をしていく 必要があるかなとは考えております。

18、19、20ページにおきまして、目標達成状況の評価対象地点における2年間分の分析結果の一覧表のほうを掲載をしております。

続きまして、21ページが、敷地境界のガスの調査結果になっておりまして、こちら、敷地境界の4地点のところで大気中の空気を採取をしておりまして、硫化水素の濃度の分析をしております。

今年度、第3回の調査につきましては、10月20日に採取して、実施をしております。

結果は、今回も全地点で不検出となっておりまして、こちらにつきましても工事が完了しました令和3年3月以降、2年間、8回連続で全地点で不検出といった結果になっております。

説明は以上になります。

司会:ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。お願いします。

住民: 6ページと7ページの電気伝導度のところを見てください。注目してるのは、H24-2(2)と、それから、これKs3層ですね。それから、Ks3層、同じようにH24-4(2)、この2つはKs2層でも同じ、ほぼ同じ地点で調査を行われているわけです。

それを比較をしてみると、どういうことがいえるかというと、まず、そのKs3層の浸透水は劇的に良くなってますよね。つまりH24-2(2)なんか見ると、もう右肩下がりになってるわけですから、これ鉛直遮水壁の効果が表れてます。それから、H24-4(2)もほとんど電気伝導度が低くて、きれいな水でいいなと思うんですよ。

ところが、それより下のKs2のほうの同じ箇所を見ると、そんなに変わってないんですよね。確かにH24-4のほうは、多少下がってますけれども、それでもやっぱり、その上の層から比べると高い伝導度ですよね。

これはなぜなのかっていうことで、以前も同じようなこと質問した記憶があるんですけど、その時には、以前に流れた有害な物が残ってるから、やがてそれは洗い出されて減っていくでしょう、という返答だったと思うんですが、もう一つの可能性は、鉛直遮水は成功したけども、底面遮水は成功していないんではないかという、そういう可能性も当然あり得ると思うんですが、いかがでしょうか。

主任技師:そうですね。まず、一般論で話をしますと、それぞれ鉛直および底面遮水を行っておりますので、仮に下がっていく場合でいいましても、それぞれの地下水の流速であったりとか、地下水の水量、そういったもので下がる速度が違う可能性があるというところについては、留意しておく必要があるかなと考えております。

実際、この地点がどうかというところにつきましては、そうですね、ちょっと電気伝導度につきましては、当然場内からの影響っていうのは大きい、特に元々の高

かった時期、一番高かった時期とかは大きいと思うんですけれども、現在につきましては、もちろん中の影響もあり得ますけれども、工事とかでコンクリートの構造物とかを打っていることもありますので、そういった複数のEC、電気伝導度の元になるものが想定される状況ではあるというところで、なかなか結果の状況については慎重に見ていく必要があるかなとは思っております。

分析項目につきましては、電気伝導度だけではなくて、全項目測っておりますので、より分かりやすいと我々が考えている項目としては、この1,4-ジオキサンっていうのがあるんですけれども、こちらは自然界では存在しない物質になっていますので、コンクリートとかでも出てくる物ではございませんので、あり得るのは処分場の影響しかないかなと思っているんですけれども、こういうのを見てますと、特にこっちが分かりやすいですかね。H24-4とか見てますと、最初の頃、25年度頃ですかね、基準値に近いぐらいあったのが、今、最近ではずっと不検出で来てると。

H24-2につきましても、ちょっと下がってきている傾向が見えるというところですので、処分場の中の影響については順調に下がってきてるというふうには見ております。

住民:私も、下がってきてるってこと否定するつもりはないんですよ。底面遮水は一定成功したんだろうと思うんだけど、危惧しているのは、我々が見つけられなかった Ks2層への穴が処分場にあるんではないか。だから、見つかったところは直したから、一応、そこからの漏水は止まって下がった。だけど、まだ他に開いた穴があるから、Ks2層の下がり方が悪いんではないかと。そういうことを危惧するんだけど。

主任技師:他に開いてるところがないかというところですよね。そうですね、基本的には ボーリング調査を行っておりますので、少なくともそれほど大規模なものはないと は思っております、少なくとも。

小さなものがあるかというところにつきましては、そうですね、元々開いてた穴と違う水質のものが若干違う箇所から来ているというところで、水質が若干違う可能性もあるということですよね。ってことなんで、ほんとに今、今というか、工事後にそれが切り替わったばかり、そうですね、まだ2年たったっていうところですので、それにつきましては、少なくとも有効性の確認ぐらいの期間は調べてみないと何とも言えないのではないかなとは考えております。

住民: そういう可能性があるという意見があったことだけ記録にしといていただきたいと 思います。

主任技師:そうですね。それを含めて、しっかり評価をしていきたいと思ってます。

司会:その他にご質問・ご意見等ございますでしょうか。はい、お願いします。

住民:今の7ページの、何てか、これはNo.1-1、これが電気伝導度結構高いんですよね。

普通の地下水とは明らかに違うと。何倍も多いんです。これがなぜかってことです。 H24-7とか、H24-6(2)か、とかは低いですよね。どうしてNo.1-1はこれだけ高いの がずっと続いているんかなと。

これが、これは調べてみないと分からないですけど、いつも流れ方向は一定方向へっていうように今まで県の人は何度も何度も説明してこられたけど、私はこれを見てても、それがほんとかと、正しいのかと。やっぱり違う流れの方向があるんじゃないのかと、これ見てても思いますね。

これで、今どうのこうの言う気はありませんけれども、分からないんで、けど、これ見てる限りは、やはり流れる方向は一定じゃないということの証拠じゃないのかなと思てます。

主任技師:はい。ご質問ありがとうございます。No.1-1につきましては、そうですね、確かにH24-7、H24-6(2)辺りと比べてECが高いという話は以前から出ておりまして、おそらくちょっと高くなってきたH28、29年度頃だったですかね、ぐらいに確かに上流側ってだけでは納得がいかないというようなご意見はこの中でもありましたので、詳しく調査を行っております。

その頃と確か一昨年ぐらいと、確か2回ほど、協議会のほうでご説明をさせていただいてるんですけれども、そこの流向だけではなくて、この工技センター辺りの表流水の状況、あるいは、表層の土壌の状況であったり、あるいは、このNo.1-1と場内の浸透水のヘキサダイアグラム、イオンの組成の比較といった、そういった多面的な視点から調査を行いまして、アドバイザーの先生にもご相談して、その調査結果も詳細に見ていただいて、少なくとも処分場の由来ではないだろうというような結論を、こちらの協議会のほうでもご説明をさせていただいてますので、また何回でご説明してるかってのはまたお伝えしますので、またその時の資料をご確認いただけたらと思います。

住民:逆にそこでなかったら、じゃ、何が原因なのと。逆にそうなりますよね。こんなとこでそんな廃棄物埋めてるとこなんてないですよね、相当量はね。だから、あんまり現実的ではないですよね。

主任技師:実際に処分場じゃなくて、じゃあ、何なのかというところにつきましては、その時の調査では特定まではできなかったんですけれども、ちょっとこれ以上の調査はなかなか難しいという形でご説明はさせていただいているところです。

住民:これ言うたって堂々巡りになるだけやから、これ、一応質問というか、それは終わりますけども、私はこういうの見てても、やはり一定方向じゃないというように私は思ってます。というのは近くで昔水銀が出たりもしたことあるんですよ、この近くで。そんな感じで、やっぱり一定方向じゃないというように思います。それで結構です。

司会:はい、ありがとうございます。その他にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、続きまして、議事の3のほうに移らせていただきます。

維持管理の状況について説明いたします。

主査:資料3、維持管理の状況についてご報告をさせていただきます。

工事の完了後、維持管理につきましては、引き続き、週1回、職員による日常点 検を実施しておりますので、その報告をさせていただきます。

それでは、スクリーンのほうをご覧ください。

こちらの写真は、今年度の1月6日に撮影したものになります。特に前回からの大きな違いというのはございません。

それでは、本日の資料につきまして、こちらの写真にありますとおり、国道バイパス側、西市道側、洪水調整池付近、天端の平面部の状況についてご説明をさせていただきます。なお、こちらの上空写真にあります丸の数字と矢印ですが、次のスライド以降の写真の撮影箇所とその方角になります。

まずは、バイパス側の法面部や舗装の状況の写真でございます。

こちらは、空中撮影と同日の1月6日に点検して撮影したものになります。若干落ち葉等はございますが、前回から大きな損傷等の変化はございません。

続きまして、西市道側の法面部や側溝の状況でございます。

こちらもバイパス側同様に、若干落ち葉等ございますが、前回から大きな変化等 はございません。

続いて、洪水調整池付近の様子になります。

冬場につきまして降雨も少なく、水位も安定しております。なお、1月24日に調整池に実際に下りまして、水位と土砂の堆積状況を測定しましたところ、この時の水位が37センチ、堆積は場所によって異なり、少ないところでは底が見えて、堆積してないところもあるんですけれども、堆積しているとこで約6センチぐらい堆積しているというところでございました。

堆積状況については、今のところ、余裕はございますので、経過観察をしている ところでございます。

続きまして、平面部の状況になります。

平面部においても特に異常はございませんでした。引き続き、配管等も含めて監視をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に水処理施設の管理状況についてでございます。

こちら、水処理施設につきましては、維持管理業者さんに原則月曜から土曜まで の点検をしていただいているところでございます。今回は、この写真、栗東市さん の上下水道課さんとの立会状況をご説明いたします。

処理水を下水道へ排水している関係で、処理水の水質を測定しているところですが、確認のため、立会のほうも月1回実施しているところでございます。

写真ですが、上が原水の確認、下が処理水の確認になります。ここでは、写真に もあるように、色や臭気、濁度、pH、EC、水温に加えまして、写真にはないんです が、透視度やCODも確認し、問題ないことを確認していただいております。 最後に、水処理施設の水質状況についてです。

二次対策工事中も含めまして、今回も有害物質は、原水、処理水とも計画処理水質を超過したことはなく、特に異常はございませんでした。

以上で、資料3について説明を終わります。

司会:ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。はい、お願いします。

住民:ちょっと今のこれとはちょっとずれるんですけども、この処分場、空気抜きが何か 所かありますよね。ガス抜きがね。そことか、取水のピットが入って汲み上げてる けど、そこは硫化水素は測っておられるのか。

主査:そうですね、今のところは、ちょっと測っていない状況ではあるんですけれども、 蓋を開けて、におい等では確認はしてみているところなんですけれども、硫化水素 のにおいは今のところしていないというような状況でございます。

住民:硫化水素って空気より重たいんで、下に溜まって、上に出てくることはまずまずないんですよね。そやし、噴出してたら出てしまう。そうじゃないところやったら、下にたまって動かないんですね。だから、そういうところもやっぱり調べていただきたいなと、たまにはというかね、4か所で丸のところで調べていると。だけど、それ外ですやん。外でやっぱり風向きによっても変わってくるし、今回、要するに変わってますよね。だから、そこら辺も、そこでは測っているのはほんとに意味があって大事だなと思てるんですけど、やっぱ、これ、ピットでね、やっぱりないのかという、そのほうが私は心配なんで、たまにでいいので、たまには調べてください。

主査: 今ご意見承ったことに関して、敷地境界で今測定させていただいているのは、遮水の外側に支障がないかどうかという観点で測らせていただいておりまして、また処分場の内部でどういうことができるかというところについては、今、アドバイザーの先生方とご意見ちょっといただいてるところですので、また、そのところまとまりましたら、ご説明をさせていただきたいと思います。

住民:分かりました。

司会:はい、お願いします。

住民:今からのところは栗東市さんに質問なんだけども、これ、下水道に放流してるって ことは、下水道の使用料金を県に請求してるんですよね。どのぐらいいただいてる んでしょうかということ。 何でこんなこと言うかというと、この問題は栗東市さんも責任はやっぱり負わなければいけないと思うんですよ。そういう形で県から毎年下水道使用料金入っているんだったら、その分ぐらい地元に何か還元してよと思ってしまうんだけど、どのぐらい、この下水道使用料っての県から請求して、いただいているんでしょうかね。

副市長(栗東市): すいません。ちょっと細部まで分からないんですけれども、資料持ち合わせておらないんですけど、今おっしゃっていただいてるように、本来はいただくべきものであろうというところと、行政間のことということもありまして、減免できるような。

副市長(栗東市): すいません。ちょっと県の方で数字が。

住民:もらってるお金よりも払ってるお金のほうがよく知ってる。お願いします。

主任技師:よろしいですか。下水の使用料につきましては、ちょっと年によって変動あるんですけど、およそ300万から500万ぐらいって形で、年間ですね。

住民:300万から500万。

主任技師:はい。

住民:すごいね。これは、何か地元に還元してもらってもいいんじゃないかって栗東市さんもちょっと考えてもらいたいと思いますね、責任をどうやって取るかってことに関わって、ここだけ年間300万から500万ぐらい入っているとしたら。ぜひ考えてください。

副市長(栗東市):使用料というかたちで、下水道のほうで栗東市が県のほうからいただいてるってことですので、今後、これについては、あくまでも料金というかたちで栗東市がいただいてるということになりますので、これ、今後、ちょっとどうするかということについては、また今後十分検討させていただきたいと思います。

住民: さっき減免って話があったんで、減免して、その額ですか。それとも、減免なしで、 その額ですか。

主任技師:減免いただいてるのが、下水道を最初に接続する時の負担金のほうになっておりまして、通常は下水道をつなげる時に最初だけ負担する額っていうのがあるんですけれども、それについては、今、この土地の使用方法が決定していないということから、それまで猶予というかたちで、今、先延ばしになっているという状況になっております。

住民: それじゃあ、減免をしてないと、猶予されてると。

主任技師:そうですね。使用方法次第で減免額とかが変わってくるという規定になっておりますので。

住民:はい、分かりました。接続の時も請求は行ってないというだけの話ね。で、年間 300万から500万ってのは恒常的に入ってるということですね。はい、分かりました。

司会: それ以外で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、議事4につきまして説明をさせていただきます。

主査:では、資料4、産廃特措法に基づく実施計画で定めた目標達成の状況の確認結果について、説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

今回の資料4なんですけれども、この今年度、6月の連絡協議会で報告させていた だいた資料の最終更新版ということになります。

まず、2ページ目をご覧いただきたいと思います。

今年度、産廃特措法の期限を迎えまして、実施計画で定める目標は、遮水の外部で発生する支障等の除去であり、以下の廃棄物の飛散流出、下流地下水の汚染、臭気のおそれの観点から目標を定めさせていただいております。

3ページ目をご覧ください。

各目標達成の判断基準、確認方法および確認結果を説明をさせていただきます。 なお、判断基準については実施計画から、確認方法については連絡協議会の資料から抜粋をさせていただいております。

目標1、旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれのないことについては、判断 基準としまして、廃棄物土がすべて50cm以上覆土されていること、および法面が安 定した勾配であることとさせていただいております。確認方法としては、完了検査 により確認するとさせていただいておりまして、確認結果としましては、令和3年2 月に完了検査を行い、設計どおり工事が施工されていることを確認をしているとこ ろでございます。

続いて、4ページ目をご覧ください。

目標2について、旧処分場に起因する物質によって下流地下水が環境基準の超過しないこととさせていただいておりまして、判断基準としましては、旧処分場の周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足することとさせていただいております。確認方法としましては、旧処分場下流側の評価地点6地点における地下水水質の年平均値が工事完了後2年間、地下水環境基準に適合することとさせていただいておりまして、地下水環境基準に超過しているNo. 3-1地点のひ素については、旧処分場で起因するものではないことを確認することとさせていただいております。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。

確認結果については、No. 3-1地点のひ素を除き、二次対策工事終了後から2年以

上連続して地下水環境基準に適合している状況でございました。No. 3-1地点のひ素については、自然由来と考えられるとの調査結果をとりまとめまして、第38回連絡協議会で説明をさせていただいております。

次のページ、6ページから8ページ目までは、Ks3層およびKs2層の各評価地点の二次対策工事終了後2年間の地下水水質を示しております。

以下の4項目につきましては、二次対策工事着手後に地下水環境基準を超過したことのある項目とさせていただいておりまして、平均値の、右の列ですね、こちらのほうになるんですけれども、地下水環境基準との比較結果を示させていただいております。Ks3層のH24-2(2)地点、H24-4(2)地点については、すべて環境基準以下というような状況でございます。

続きまして、7ページ目をご覧いただきたいと思います。

Ks2層のNo. 1地点についてはすべて環境基準以下という状況になっております。 続きまして、No. 3-1地点については、ひ素のみ基準超過となっているところなんで すけれども、ここについては、自然由来と調査結果をとりまとめさせていただいて 説明をさせていただいたところでございます。

続きまして、8ページ目をご覧ください。Ks2層のH24-2地点、H24-4地点はすべて 環境基準以下というような状況となっております。

続きまして、9ページ目をご覧ください。

目標3、旧処分場に起因する臭気が法および条例に定める基準を超過するおそれのないことにつきましては、判断基準を3点定めさせていただいておりまして、すべて50cm以上覆土されていること、法面が安定した勾配であること、2点目が浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていること、3点目が敷地境界において法および条例に定める基準を満足してることとさせていただいております。

確認方法につきましては、覆土等や硫化水素発生条件の除去などの各対策工と対応して、臭気による支障のおそれが除去できたかどうか、覆土等については判断1で、硫化水素発生条件の除去については判断2で確認することとさせていただいております。その結果、実際に支障がない状況になってるかどうか、判断3で確認するとさせていただいております。

具体的なものにつきましては、10ページ目をご覧いただきたいと思います。

判断1については、覆土等の適正施工については完了検査により確認するとさせていただいております。判断2、場内全体および各地点ごとの判断で構成される硫化水素発生条件のおそれについては判定フローにより確認するとさせていただいております。判断3については、この結果として、敷地境界において法および条例に定める基準に満たしてるかどうか確認するとさせていただいております。

では、その確認結果については11ページ目をご覧いただきたいと思います。

まず、判断1については、覆土等については設計どおり工事が施工されたことを確認しておる状況でございます。

判断2については、今年度6月の連絡協議会でフローにより判定した結果、このままの状態が続けば、目標達成状況と説明をさせていただいたところでございます。

11ページ右側の浸透水水位変動とC-1地点水位水質変動のグラフに、今年度6月以

降の報告以降のデータを追加させていただいておりまして、C-1地点以外は、対策 実施前と比較して恒常的にもしくは定期的に水位が低下しており、C-1地点につい ては水温が15度から19度で、降雨により水位水質に変動が確認でき、そういう状態 でございますので目標達成という状態でございます。

そして、判断3については12ページ目をご覧いただきたいと思います。

令和4年度第3回調査まで、二次対策工事終了後から2年以上連続して、すべての 地点において不検出というような状況でございました。また、これに加えて、敷地 境界周辺で週1回、ガス検知器により硫化水素ガス濃度を監視し、異常がないこと も確認をしております。

では、13ページ目、まとめというところになるんですけれども、以上の説明をもちまして、目標1から目標3につきまして、実施計画で定めた目標達成しているというふうな状態でございます。

続いて、14ページ目をご覧いただきたいと思います。

この目標達成状況について、アドバイザーのご意見をいただいたところ、樋口先生、小野先生、梶山先生、大嶺先生、大東先生のほうから目標達成ということでよいといった意見や目標達成ということで進めてよいというふうなご意見をいただいているところでございます。

そして、最後の15ページ目のところなんですけれども、目標達成状況に関する今後の取組といたしましては、本日の連絡協議会での報告、そして、3月になりましたら、滋賀県議会環境・農水常任委員会での報告、併せて県環境審議会の廃棄物部会での報告に続きまして、来年度4月以降に環境省に完了報告書の提出の予定をさせていただいております。

これで資料の説明を終わらせていただきます。

司会:ただいまの説明につきまして、何かございますか。お願いします。

住民:最後の15ページの今後の議会の報告、それから、環境省への報告なんですが、これ はあれですか、住民の意見というのは入れてもらえないんでしょうか。つまり、行 政と専門家の報告書だけで、住民がこれで納得してるか納得してないかとか、どう いう意見があるかとかってことは全く無視されたかたちで報告されるんでしょうか。

主査:無視するというところではございませんで、完了報告書の中では、連絡協議会で説明させていただいた結果についても記載させていただくということになると思っています。

住民: その時に出た意見というのも入れてもらえるの。参考意見と付帯意見はこういう意見がありましたという形で報告書の中に入れてもらうことは可能ですか。

何でそういうこと言うかというと、確かに最初に設定してる、この有害物質を決めて、そして、その結果を見た限りでは効果が表れているの明らかだと思うんですよ。だから、アドバイザーの先生方のおっしゃるとおり、実施計画の目標達成取っ

てみれば問題はないと。

だけれども、処分場の問題がこれで100パーセント改善されてるかというと、そんなことはなくて、さっき申し上げたとおり、Ks2層の電気伝導度は下がってないわけで、そうなると、処分場にKs2層の穴が開いてる可能性がまだ残されますよね。たまたま有害物質が出てないだけであって、電気伝導度は下がってないわけですから、この報告書見ると、完全に処分場は密閉されて有害物は出なくなりましたと言ってるように思うんだけど、そうではなくて、まだ懸念される事態があるから、今後、有害物は出てくるかもしれない可能性は私たちはあると思ってるんですよ、さっきの話のように。だから、あまりにも完璧過ぎて、この報告書が、これは処分場の問題は解決しましたというようなかたちにはしてもらいたくないんだわ。

確かに、この産廃特措法に基づく基準においてはクリアしたと。だけれども、今後もモニタリングが必要であり、住民からそれを強く求める意見があったということはどっかにやっぱ入れてもらわないと、専門家と行政だけで事実が構築されてしまうと思うんですよ。その点の配慮をお願いしたいんだけども。

室長:はい、ありがとうございます。今の資料については、詳細についてはちょっと申し上げられませんが、基本的には、この実施計画の目標達成と今後の取組ということで説明をさせていただきたいと思ってます。

今後の取組といいますのは、ここに出てます、実施計画に定める目標達成期限、 その後には協定に基づく、この協定も紹介させていただきたいと思ってます。この 協定に基づいて有効性の確認を令和8年3月を目途に行うということ。

それから、さらに最終的な目標としては、やはり旧処分場の安定化の確認。ここに向かって、まだまだ取組は必要なんだというかたちで当然説明をさせていただきます。

といいますのも、私どももですね、やっぱり行政として対議会に説明するということについては、予算を獲得していく必要がございます。この問題につきましては、この実施計画目標達成が終わりではないと、今後もモニタリングなり、対策費を引き続き、やはり県として責任を持って用意していく必要があるんだという趣旨で、今後の取組についてもしっかり説明させていただきたいというふうに思います。

住民:県側と住民側が、この協議会を立ち上げる時に取りあえず今回の対策工事に対して 我々は同意すると。しかし、それが十分ではなかった時には再掘削する可能性を 我々は留保したいと。そういうことを申し上げて、その協議会の協定の中にそれ入 れさせてもらってると思うんですね。その点を忘れないでいただきたい。

我々はまだ放棄していませんので、再工事ということを。だから、そこが分かる かたちで公の文書をつくっていただきたいなと思います。

室長:はい、分かりました。

司会:その他にございますか。はい、お願いします。

住民:13ページにも書いてますけども、自然由来と考えられるNo.3-1地点のひ素を除きって書いてありますね。私のところも、こうやって話をした時に言うたと思うんですけども、確かにひ素って、ひ素そのものは、例えば土壌から溶けたもんかもしれん。しかし、その条件を、溶け出す条件をつくったものは処分場の可能性が一番高いよということは私が何度も申し上げてるんですけども、ここら辺はどのように捉えるのかって、それを聞きたい。

主査:はい。今、○○さんが言っていただいたように、No.3-1については電気伝導度が高いというところ、以前、昨年11月の連絡協議会の中で自然由来のひ素について説明をさせていただいた時に、No.3-1の過去のヘキサダイアグラムが浸透水と似通ってる地点があるというふうにご説明をさせていただいたとおり、No.3-1地点については、ひ素は自然由来かもしれないけれども、その原因となったような状況については、浸透水の影響があったんじゃないかということは説明をさせていただいておりますので、そこはそのようにお答えをさせていただき。

住民: それはそうなんですけど、ただ、文面で見る限りは読めないんです。そこら辺どうなのかなというところで。

主査: すいません。ここはちょっとあくまでも実施計画の目標が環境基準との比較というところですので、その点は出てこないんですけれども、○○さんが言っていただいたように、その原因となるようなところについては浸透水であるというところについては、しっかりと受け止めをさせていただいているところでございます。

住民:何で、ひ素なんかがあるというとね、あと、イオンが、こういうことでしか調べることができないんですよね。けど、今、世界で見ると、アメリカなんかでもそやけど、PFOSとかPFOAと、当然ご存じやと思うけど、これが大きな問題なってるけど、世界的にもほんまこれを問題なってる現状。

特に日本人調べたら、体内に蓄積されてるのが、かなりの量、蓄積されてるというのは分かってきてるんですね。そういうことから考えても、そういうの調べてませんよね。だからすぐ調べろとは言いませんけれども、そういうのから見ても、物質、限られた物質しか調べてない、それ以外のもんもあるやろと思てるわけですよ。すると、やっぱり電気伝導度とか、ああいうもんを下がっていかないと、やっぱ不安要素の一つとなってるわけで、気持ち的にはね、そこら辺なんですわ。だから、今のこれも自然由来やでというてそれで収めてしまわれると、これはちょっと問題やなというように思てる。

ほんとはここに副市長もおられますんで、ほんとは、これ、市でもできれば栗東市民を調べていただきたいなと、できれば。PFOSとかPFOAとかいうような、最近大きな問題になっています。今日はちょっとすぐにはいかないけれども、一度調べていただいて。

副市長(栗東市): 貴重なご提言ありがとうございます。まだまだ栗東市としてもそういった点、これから勉強していく段階でございまして、また新しい環境基本計画等も 今後作成していく段階でありますので、貴重な意見として承って、その点も今後検 計してまいりたいというように考えております。

住民:そういう点ではPFOS、PFOAって、これ七十何グラム体内で蓄積されてんのね、そういう環境の基準ができてるんですけど、日本ではそれがないんで。だけど、それの何倍もの人が日本に結構いるらしい。よろしく。

司会:その他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後、議事の5、その他でございますが、事務局から特にございませんが、全体を通しまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上もちまして第44回連絡協議会を閉会させていただきます。閉会に 当たりまして、2点、お願いとご連絡です。

1点目ですが、新型コロナ感染拡大防止のために、お帰りの際、受付のところに 消毒液がございますので、消毒をお願いいたします。

それから、2点目でございますが、来年度の協議会、次回の協議会は6月を予定しておりますので、また近づきましたらご案内をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はお忙しい中、お越しくださいましてありがとうございました。